2023年5月20日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2023年5月20日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoom による遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、林、巫(5名)

2. 議論の要約1

【玉江さんの状況】

- (小林) 玉江さんお元気ですか。
- (玉江) まあまあ元気です。私は本当にもう勝負かけたいのです。
- (小林)〈手術に関する〉弁護士さんはどうですか。
- (玉江) この事件については、弁護士さんがいいことを書いてくれていますので、少しはお金をもらえると思います。そのお金をもらったら、東京に行って決着をつけたいのです。体力的にも、そんなに長くできません。談判すれば相手はお金を出さざるを得なくなると思います。
- (小林) 損害賠償請求には、時効があるので、〈裁判では〉請求できない可能性があります。
- (玉江) 裁判はする気はありません。直談判でいけば、お金を取れるのではないかと思います。
- (小林) そういうことをすると、警察沙汰になる可能性もあります。なかなか難しいのではないですか。

【山村さんの報告】

- (玉江) 山村さんが来ました。
- (山村) こんにちは。
- (玉江) こんにちは、みんな心配していましたよ。
- (山村) ころんで怪我をしました。私の事件の報告をしますか。
- (巫) お願いします。
- (山村) (私が逮捕された事件は) 裁判所の口封じです。私は公開質問状を出していたのですが、回答しないということでした。そのタイミングで、簡裁で予定されていた公判の期日は、簡裁が手に負えないということで、地裁に回されました。

¹ 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われわけではありません。

そもそもの発端は、〈2023年1月31日に〉自動車を横浜地裁の敷地に置いた ことです。そのときに、裁判所側からどけてくれと求められた、その根拠は庁 舎管理規程だと言っていたので、それを見せてくれと言ったが見せなかったの で、そのまま帰りました。二回目に行ったときには、所長命令だというので、 その命令書を見せてくれというと見せてくれませんでした。そこで、それでは 従えないということで、帰宅しました。〈その後、自動車を引き取った後で〉半 月から一か月後、自動車を移動するのに費用が掛かったので、それを払ってく れ、それは裁判所には関係ないと言われたが、それについてものらりくらりと 従わずにいましたが、しばらくすると来なくなりました。それで終わったと思 っていましたが、一年一か月後に、6人の警察官が逮捕に来ました。逮捕理由は 大した説明もなく、刑法 130 条だと言うことでした。条文を見せてくれと言っ たら、警察には六法全書がないので見せられないということでした。それから 厳しい取り調べになり、一晩で帰れると思っていたのですが、次の日に、いつ 帰れるかわからない、刑法130条は最高刑が懲役3年または罰金10万円の罪な ので、その範囲で拘留するということで、20 日間拘留されました。釈放される ときに、自分は自動車を放置したわけではない、据え置いたのだ、裁判で口頭 弁論をしないので、その延長線上でそれを行ったと言ったが、相手は認めませ んでした。

その後、公開質問状を出したが、返事をしないということでした。そして、 簡裁から地裁に移されました。

刑法 130 条は「住居を侵す罪」だが、裁判所は住居ではないので、この条文 は適用できません。結局、逮捕する条文がないのに逮捕して刑事罰の処分をし たので問題だ。今、裁判所でも問題になっているはずです。

(小林) しかし、この法律は住居と書いてあるが、裁判所の敷地にも適用できる可能性はあるのではないですか。私も、なんども裁判所で退去を命令されたことがあり、従いましたよ。

(山村)住居ならばそういうことは言えますが、裁判所では言えないでしょう。 国選の弁護士も、これはおかしいと、言っていましたよ。

【日弁連に問題提起をする文書を提出する件】

(小林) しかし、実際にそうなっていますので、仕方ないと思います。

(山村) 小林さん、どうでしょうか。俺と大高と小林さんは、裁判所に話をし に行って逮捕されるということが起こっておりますので、連名で何か文章を書 いて日弁連に提出するというのはどうでしょうか。

(小林) 私はやりません。

(巫) 罪刑法定主義の問題はどう思いますか。

(小林) 刑法 130 条がこの事件に当てはまるかどうか、いろいろな考えかたがあると思いますが、結局は裁判所の判断が判決になるので、それに従うことになりますよね。

(巫)ま、そうですが、条文を読んで、違うじゃないというのは別にいいのではありませんか。

(小林) そうですが、私はそういう文書を提出する気はありません。今回の件では、山村さんにも問題があると思います。

(巫)でも、今回の山村さんの逮捕はおかしいのではないですか。

(小林) おかしいかおかしくないかわかりません。しかし、山村さんが、裁判 所に自動車を置いたことは、問題だと思います。

(巫)小林さんは、逮捕はおかしくないということですか。

(小林) おかしいかおかしくないか、言いませんが、私はそういうことはやりません。

【口頭弁論の手続に関する議論】

(小林) 日本の法律では、民事訴訟は文書を提出して陳述扱いにすることを口頭弁論としており、そうなっております。それに従わなければなりません。

(山村) 口頭弁論は口頭で話すことです。

(小林) 〈怒鳴り声で〉前から同じことを何度言わせるのですか。いい加減にしてください。山村さんの主張には無理があります。

(巫)話をまとめたいのですが、山村さんは、大高さんと小林さんと山村さんが 逮捕された事件について、裁判所に話をしに行ったら逮捕されたという点で共 通していると考えていると思うのですがどうでしょう。

(小林) 共通していません。私の場合には、通常の手続で行ったのに逮捕されたのですが、山村さんは自動車を何日も裁判所敷地に置いたので、それは問題だと思います。私も、いろいろやることがあるので。山村さんのために文書を提出しません。山村さんがやろうとしていることは馬鹿なことです。

【小林さんの zoom ホストとしての姿勢】

(山村) こういうことでは話していても無駄なので、もう退出します。

(巫) 小林さんには、zoom のホストを引き受けてもらっているのですが、ときどき、zoom を切るよと言って、威嚇することがあります。zoom ホストとして、会議の場を提供してくれている方が、そういう態度で議論を制約しようとするのは、問題だと思います。改めてくれませんか。

(小林) それは、すみませんでした。しかし、私はこの年になって、そういう 性格になっているので、改められないかもしれません。 (巫) 何歳になろうと、zoom のホストを引き受けてくれているのですから、改めてください。できないのならば、zoom ホストを代わってもらうしかないかもしれません。とにかく、お願いします。

もう今日は議論を進められそうもないので、閉会にしましょう。

【玉江さんの問題の検討】

- (小林) 玉江さんの事件はどうしますか。
- (玉江) 私の手術の補償金が受け取れたら、東京に行きますのでお願いします。
- (小林) いや、資料を巫さんが受け取っているので、その検討をしなければなりません。こちらでやります。巫さん考えてください。
- (林)医者は、その人の治療をしようとして、結果が死んじゃおうが障害が出ようが、重大な過失や故意がなければ、お金なんか払う必要はないよ。もらえないのではないの。
- (玉江) まあ、そうかもしれないけれど、結果を待ってます。

【小林さんの議論の姿勢】

- (巫) 小林さんは、山村さんとの議論のときに、大きな声で怒鳴っており、よほど感情的になっているのかと思っていたのですが、玉江さんの問題を普通に話しています。大学の教授なんかにそう言うタイプの人がいそうですが、私には理解が難しいです。
- (小林) そうですね、そういう教授はいますね。突然、真っ赤になって怒り狂ったり、研究のときに、自分の気に入らない発言をする学生がいると、罵倒して追い出したりする。出ていった学生は、どんなに優秀な成績を収めても、いい点をつけてくれません。
- (巫) 大学の研究室は教授の世界ですので、教授の引いた枠に入らない学生は 排除してもいいかもしれません。しかし、ここは大学の研究室ではなく、会員 に上下の区別はなく、それぞれが独立した人格として尊重されるべきなので、 小林さんのような態度は改めてくれませんか。
- (小林) しかし、あまりにも程度の低いことを言われては、そういう態度になってしまいます。もうちょっと、ちゃんとした提案をしてほしいのですが。
- (巫) それは小林さんの評価で、私は必ずしも同意しません。仮にそう思った としても、単に、自分はそう思わないと言えばいいだけではないですか。馬鹿 とかそういう侮辱的なことは言うべきではないと思います。
- (小林) 馬鹿は馬鹿というしかないじゃないですか。
- (巫) とにかく、相手の発言を許さないのならば、議論は実りのないものになります。今のような議論では、生産的な結果は望めません。私も前にそう言う

態度をとったこともあり、小林さんだけではないのですが、とにかく、改めて ほしいと思います。

【福沢諭吉論など】

- (小林) 馬鹿というのは大河内一男も立花隆も言っていますよ。
- (巫) そうですか。
- (小林) 福沢諭吉も話し合いが大切だと言っています。
- (巫) 脱亜入欧をとなえ日本のアジア侵略の基礎になった福沢諭吉なんか、だめでしょう。
 - (小林) なら一万円札を使わなければいいよ。俺にくれよ (笑。
 - (巫) それは別の問題です (笑。
- (小林) 脱亜論は福沢が書いたものかどうかわからないのですよ。時事新報に 無署名の脱亜入欧論の論説が掲載され、石河幹明が福沢諭吉全集に収めたので 福沢諭吉の筆とされてきましたが、平山洋が調べたところ、福沢の文ではない 可能性があることが分かり、慶應大学では福沢の全集を出せなくなったという 経緯があるのですよ。
- (巫) そうなんですか。しかし、とにかく、私は福沢諭吉の言葉を出されても、 いいとは思いませんよ。毛沢東が言ったと言われたら、はあ、と一目置きます が。
 - (小林) 丸山眞男も言っているのですよ。
- (巫) 私はあの人も好きじゃないですね〈1960 年代の東大闘争で真っ先に批判 された教授だから〉。
 - (小林) 丸山は小泉信三などよりも、・・・
 - (巫) 小泉信三は論外だな。
- (小林) いまの皇室は彼が考えてできたのですよ。民主化しようとしたが、うまくいかなかった。
 - (巫) あなたは天皇制を否定しているのでしょ。
- (小林) 否定はしていません。イギリスなどでは王政批判が盛んに論じられますが、日本では少ないですね。
 - (巫) 井上清くらいかな。
- (小林)日本共産党はそうですが、丸山眞男も大江健三郎も天皇制は批判しています。大江健三郎が文化勲章を辞退したのはそのためです。福沢諭吉も共和制を論じてますよ。脱亜論は彼の筆かはわかりません。
- (巫) そうですか、脱亜論は中国、朝鮮は話にならないから、付き合うときは 西欧諸国が付き合うのと同じ姿勢で付き合えばいいなどと言う議論ですよね 〈まさに、大日本帝国のアジア侵略の正当化理論だ〉。

- (小林) それは福沢の筆かわからないのですよ。
- (巫) そうですか。私は脱亜論以外、福沢のことはよく知らないですね。
- (小林) 私は慶応大学で福沢のことはよく勉強しましたよ。彼は、脱亜論のようなことを言う性格ではなかったともいわれます。しかし、ヨーロッパの方が〈優れているので〉文明を入れるべきだとは言っていました。ところが、そこでなぜマルクス主義を論じなかったのかについて、問題があったのです。
 - (巫) 知らなかったのではないですか。
- (小林) 1848 年に共産党宣言が出ていますから、知らないわけはないですね。 しかし、彼はイギリスのリベラルなどは入れたが、ドイツの思想はなぜ入れな かったのか、問題なんです。おそらくそのあたりは勉強しなかったのでしょう ね。
- (巫) だから、私は福沢がだめだと思っていたのでしょうね。〈現代中国を作った〉孫文や毛沢東はマルクス主義〈マルクス・レーニン主義〉を受容していますよ。明治維新はその点でだめですよね。

【山村さんの裁判批判について】

- (小林) 裁判所を批判するにしても、論理的な整合性がとれていなければなりません。山村さんは、そういうところが全然だめだと思います。
- (林)山村さんの主張は中身がないし、元の訴訟のやり方もトンチンカンだから、どうしようもないですよね。
- (巫) 私はその立場には立ちません。
- (林) 山村さんの訴訟は相続の問題なので、そういう訴訟をすべきだったのに、 移転費用負担の約束をお兄さんが勝手に破ったとか、鋼材代金ナンタラとか言 い続けてますけど、何も言っていないに等しいですよ。
- (巫) 林さんがそう主張していることは前から知っていますが、私は同意しま せん。そんなものを私に押し付けないでくれませんか。
 - (林) 巫さんに言ってませんよ。山村さんに前から言っているのです。
 - (巫) だから、私に言われても同意しません。
- (小林) 林さんが言うように山村さんは訴訟のやり方を間違えて、裁判批判を しているのではないですか。論理的にものを考えることができない人です。私 は論理的です。巫さんは山村さんをどう評価しているのですか。
- (巫)まず、私は小林さんが論理的にものを考えているとは思っていません。 自分でそう主張しているだけです。山村さんについては、法律の専門家ではありません。そういう意味で、法律の知識は限定的です。彼は、事業家であり企業人として能力のある人物だと思います。
 - (小林) それはどうでもいいことですよ。訴訟はできない人です。

(巫) どうでしょうか。彼が企業人であるということは、お兄さんとの事件は企業経営の過程を通して発生しているという意味です。その経緯を無視して、〈封建身分の家督争いのような相続問題として〉事件を理解することでは、事実を正しく理解できるとは思いません。また、林さんが言うように、工場移転費用の負担の約束を反故にされたという事実関係を無視して、相続の問題だけに限定して訴訟を行うことが、裁判所での取り扱いにおいて絶対に正しいとするのならば、当初依頼された弁護士がそういう方針で訴訟を提起したと思います。そうしなかったというのは、何か別の判断があったのか、あるいは、弁護士の法律の理解不足ということになるのですが、法律の専門家の判断が、法律の素人である林さんや小林さんの判断に劣っているというのは考えにくいことです〈だから、林さんのように、弁護士が相手方からわいろをもらったというような、かなり無理のある推論を持ち出さなければなるのではないでしょうか〉。さらに、相続の訴訟にしなかったことが弁護士の悪意または過失であるとして、仮にその時に相続を主要な争点にして訴訟を提起していたとしても、現状よりも良い状態になったのかどうかはわかりません。

(小林) しかし、結果はどうであろうと、それが正しい裁判だったのではありませんか。

(巫) だから、何が正しい裁判であるのかというのは、定まった答えがあるものではないと言っているのです。

【山村さんの逮捕に関する会の見解について】

(小林) 山村さんが自動車を裁判所敷地に置いたことについては、迷惑行為だ とみなされても仕方ないと思います。それで逮捕されたことについて、私に何 か書けと言われても、私は彼を擁護できません。自分が逮捕されたときの事情 とは完全に異なります。巫さんはどう考えているのですか。

(巫)まず、一般論として、司法被害を受けたと考えている人が裁判所に行って、当局と接触するときに、裁判所が逮捕させて刑事事件にするというのは、 問題だと考えています。

本会が結成されたころの大高さん、後から入会した小林さんに加え、山村さんが今回逮捕されたことは、そのような共通点を持っていると言えるのではないかと検討したいと思っていました。

(小林) 私の事例と山村さんのそれは全然異なります。一緒にしないでください。

(巫) 山村さんが今回の逮捕について、会として何らかの声明を出せないかと 提案してきたので、会の討議で状況を分析してみようと思っていたところ、小 林さんが大声で議論を妨害したので、事件の分析はできなくなったと考えてい ます。

(小林) 私は妨害していません。山村さんを支持するのならば、巫さんが自分 で彼を支援したらどうですか。

- (巫) 私が個人的にどうするかを小林さんに指図される理由はありません。会として分析しようとしていたら、小林さんが大声で持説を述べ、他の人の発言を妨害したので、私は分析できなくなったと思います。
- (小林) 裁判所に自動車を置いてくるなどは、迷惑行為です。そういうものを 支持するのですか。
- (巫) それは、事件の一面を捉えているにすぎません。その行為には意思表示の意味があり、また、事件の前提の事実関係から切り離して、問題を語るのは不適切だと思います。
 - (小林)では、巫さんはどう考えるのですか。
- (巫) 私は山村さんの方の立場に立ちたいので、何らかの形でそういう声明を出したいと検討していました。確かに、刑法 130 条の適用可能性だけで、事件を分析するのは、無理があると思うので、裁判所の来訪者に対する姿勢の異常性あるいは不完全性について、何らかの声明を出すことは可能ではないかと検討しておりました。しかし、小林さんと、それに加え、林さんも非常に否定的な意見を述べていますので、会としての見解をまとめることはできないと考えています。

【閉会】

(巫)本日も、議論のマナーが守られない乱戦のような状態になりました。これまでも同じような状態だったのですが、とりあえず、その中でも意見交換はできているので、当分、こういう状態で会議をするしかないのでしょうか。

本日は、私は会費の徴収とかそういう組織の問題を話し合いたかったのですが、それはもうできないと思います。この辺が限界なので、閉会したいと思います。

(小林) それなら、最初から会費の話をすればよかったですね。

(巫) とにかく、時間も遅くなっていますので、閉会しましょう。次回は、二週間後の6月3日を予定しましょう。

午後6時ごろ閉会しました。

〈巫のコメント: 乱雑な議論になりましたが、今回、議論された問題については、たとえば民訴法と口頭弁論の問題などの議題とそれに対する会員の意見あるいは意見対立を整理して、次回以降に議論できたらと思います。〉

3. 裁判の予定

山村前会長の住居侵入罪の裁判 未定

4. 次回の予定

2週間後の日本時間 2023 年 6 月 3 日 (土) を予定します。

2023 年 5 月 22 日 巫召鴻